

1 ガイドラインの構成について

- 「総則」、「設置者・管理者向けガイドライン」、「児童発達支援管理責任者向けガイドライン」、「従事者向けガイドライン」という構成について、どう考えるか
- 各役割別ガイドラインの大項目について、
 - (1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
 - (2) 子どもや保護者に対する説明責任
 - (3) 緊急時の対応と法令遵守等という構成にすることについて、どう考えるか

2 総則について

- 本ガイドラインの趣旨について、どう考えるか。

(現時点の案)

- 本ガイドラインは、放課後等デイサービスを実施するに当たって必要な基本的事項を示すものであり、各事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえ、各事業所の実情に応じて創意工夫を図り、事業所の機能及びサービスの質の向上に努めなければならない
- 本ガイドラインは、放課後等デイサービス事業所における自己評価の際に活用されることを想定しており、各事業所は、本ガイドラインに沿って実施した自己評価の結果を公表するよう努めなければならない

○ 放課後等デイサービスの基本的役割について、どう考えるか

(現時点での案)

- 放課後等デイサービスは、児童福祉法第六条の二第四項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に、授業の終了後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するものとして規定されている
- 放課後等デイサービスは、支援を必要とする子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通して発達支援を行うことにより、子ども本人の最善の利益の保障と健全な育成を図るものである
- 放課後等デイサービスは、子どもの地域社会への参加・包容を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する観点から、放課後児童クラブ等の一般施策を補完する「後方支援」として位置づけられるものであり、放課後等デイサービス事業所においてもこのことを意識することが望まれる

○ 「放課後等デイサービスを提供するに際しての基本的姿勢」について、どのような内容を盛り込むべきか

(考えられる例)

- 発達の基盤の形成（自発性、自己肯定感、自尊心、人に対する信頼感、協調性、責任感）
- 自己理解の促進
- 所属感の獲得、交友関係の形成
- 二次障害の予防と対応
- 家庭教育の補完的支援（基本的生活習慣や生活リズム形成の支援）
- 学校教育の補完的支援（障害特性に応じた学習支援）
- 発達段階に応じた遊びの提供
- 将来の就労等自立に向けた準備
- ソーシャルスキルの習得
- 趣味や嗜好の拡大と確立
- 地域との交流

3 設置者・管理者向けガイドラインについて

- (1)～(3)の各大項目における各小項目の構成についてどう考えるか
(項目に漏れがないか / ガイドラインを利用する視点から、読みやすい並び方となっているか)
- 各小項目において、具体的にどのような内容を盛り込んでいくべきか

4 児童発達支援管理責任者向けガイドラインについて

- (1)～(3)の各大項目における各小項目の構成についてどう考えるか
(項目に漏れがないか / ガイドラインを利用する視点から、読みやすい並び方となっているか)
- 各小項目において、具体的にどのような内容を盛り込んでいくべきか
- 各小項目において盛り込むべき事項を検討するに際しては、以下の視点が重要と考えられるがどうか
 - ・ 障害特性に応じて、特に留意すべきことがないかどうか
 - ・ 年齢や発達段階に応じて、特に留意すべきことがないかどうか

5 従事者向けガイドラインについて

- (1)～(3)の各大項目における各小項目の構成についてどう考えるか
(項目に漏れがないか / ガイドラインを利用する視点から、読みやすい並び方となっているか)
- 各小項目において、具体的にどのような内容を盛り込んでいくべきか
- 各小項目において盛り込むべき事項を検討するに際しては、以下の視点が重要と考えられるがどうか
 - ・ 障害特性に応じて、特に留意すべきことがないかどうか
 - ・ 年齢や発達段階に応じて、特に留意すべきことがないかどうか

6 家族支援について

○ 家族支援について、具体的にどのような内容を盛り込むべきか

(例)

- 適切な関係機関へのつなぎ
- 保護者の困惑や将来の不安について保護者の気持ちを受け止め、適切な助言等行う
- きょうだいや祖父母等の家族も楽しめ、交流を図れる行事等を実施する

○ 親の就労支援についてどう考えるべきか

7 その他

○ 上記の他に、重要な論点が漏れていないか